

令和 7 (2025) 年度

学習院大学大学院 博士前期課程 (秋期)

人文科学研究科・教育学専攻

入学試験問題

9 : 00 ~ 10 : 00 教育学専門 I (基礎知識)

10 : 20 ~ 12 : 20 教育学専門 II (小論文)

13 : 10 ~ 14 : 10 外国語原書読解



2025 年度 学習院大学大学院 人文科学研究科 秋期入学試験

※太線わく内は必ず記入してください。

志望研究科	人文科学研究科 博士前期課程	志望専攻	教育学専攻	受験番号	カナ	
					氏名	
試験科目	外国語原書読解(英語) 【試験時間】13:10~14:10	備考	問題用紙 ( 2 ) 枚中 ( 2 ) 枚目	採点欄		

(文章 3)

※この問題は、著作権の関係により掲載できません。

2025 年度 学習院大学大学院 人文科学研究科 秋期入学試験

※太線わく内は必ず記入してください。

志望研究科	人文科学研究科 博士前期課程	志望専攻	教育学専攻	受験番号	カナ	
					氏名	
試験科目	外国語原書読解(英語) 【試験時間】13:10~14:10	備考	解答用紙 ( 2 ) 枚中 ( 1 ) 枚目		採点欄	

Answer sheet area with horizontal dashed lines for writing.



2025 年度 学習院大学大学院 人文科学研究科 秋期入学試験

※太線わく内は必ず記入してください。

志望研究科	人文科学研究科 博士前期課程	志望専攻	教育学専攻	受験番号	カナ	
					氏名	
試験科目	外国語原書読解(日本語) 【試験時間】13:10~14:10	備考	問題用紙 ( 2 ) 枚中 ( / ) 枚目		採点欄	
<p>1 a から e の言葉の読み方をひらがなで書きなさい。解答は解答用紙に書きなさい。 a 虚構 b 概略 c 綿密 d 出色 e 用途</p> <p>2 次の文章の内容を 12 行程度で要約しなさい。解答は解答用紙に書きなさい。</p> <p>❖体罰は人権の問題か、教育的な営みか</p> <p>体罰について、学校教育法第 11 条に次のような規定がある。 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。</p> <p>体罰については、2009 年 4 月最高裁で時代を画する判決が出された。ある小学校の教員が教員のおしりを蹴った子どもの胸ぐらをつかみ壁に押しつけるという体罰をしたことに対して、それは容認できる範囲とした判決であった。これまでは、いかなる体罰も法的に禁止されているがゆえに、一律どのような手出しも体罰として処分されるという判例がほとんどであった。体罰は、人権の問題であるのか、教育的な営みであるのか、その判断が分かれるということ自体は画期的といえるものであった。</p> <p>法律上はいかなる体罰も禁止されており、場合によっては許されるということではなかったこれまでの法解釈に対して、教師が耐えうる範囲というものがあるという判断自体は、非常に重要である。体罰というそれによる身体的な苦痛と傷害ということが多くの場合想定される。しかし、子どもがほかの子どもに危害を加えるという場合でも、一律体罰であるという理由であらゆる身体的拘束が禁じられるという一律主義はやはり問題である。</p> <p>❖特別権力関係か教育的配慮か</p> <p>体罰に関する判断で難しいのは、教師としての力量不足を子どもが逆手にとるといふ逆権力関係があるかもしれないという状況である。教師は、常に権力をもち、強者であるとは限らないのである。最近の教師の精神疾患の増加とマニュアルへの依存増大は、教師の力量不足という本来の原因こそが問題とされるべきところである。</p> <p>しかし、常に体罰の結果と周囲の騒ぎ方のような周辺事情によって体罰</p>						

2025 年度 学習院大学大学院 人文科学研究科 秋期入学試験

※太線わく内は必ず記入してください。

志望研究科	人文科学研究科 博士前期課程	志望専攻	教育学専攻	受験番号	カナ	
					氏名	
試験科目	外国語原書読解(日本語) 【試験時間】13:10~14:10	備考	問題用紙 (2) 枚中 (2) 枚目	採点欄		

の深刻さの罪の軽重が測られる。しかし、このようにあいまいな社会的基準によって罪や罰の軽重が左右されるということ自体は、問題である。体罰は、やはりその内容と身体的な苦痛という事実によってのみその罪の軽重が測られるべきである。たとえ、それが、信頼されている教員であり、子どもが納得ずみの体罰であったとしても、純粋に身体的苦痛の程度によってその罪の程度は判断されるべきという考え方もある。

現代の子どもを取り巻く社会状況は、相互の身体的接触が減り、お互いに相手の心の奥深くまで入ることがない「やさしさの時代」といわれている。お互いに踏み込むことのない人間関係の中で、体罰に対する厳罰主義は人間関係のあり方の希薄さを象徴しているともいえる。

❖自己責任としての「必然の掟」(事物と事実の教育)

子どもの自らの行為の報いは、人為的な怖さや恐怖ではなく、事物や事実によってのみ与えられるべきである(ルソーの『エミール』より)。児童生徒にとっては、人為的な罰ではなく、実際に受ける事実や経験によって現実の厳しさを学ばせるべきである。人為的な罰が怖いという人間関係による怖さや心理的な威圧は、学習効果がない。したがって、教師は、そのような報いを教師の権威や権力からではなく、実際に子ども自身が体験として得られるような場面をつくりだすことに力を注ぐべきである。教師自身が、大人社会の中で罰を受けるということの恐怖の中で仕事を遂行するというような社会的風潮は子どもの教育環境としては非常によくないといえる。

千葉県のある自然塾では子どもたちがお互いの体験から子ども同士の力関係、自然環境という事物との向き合いを学んでいた。下の子をいじめるある男の子は、その非を他の子どもから悟らされたり、トカゲをつかまえたがらずに扱うことの非を、自ら学んだ。このような環境をつくりだすことが教育的課題である。大人が罰や説教を与えるのではなく、子どもはあくまでも経験と事物との関係から自分のわがままや自然の破壊がどのような結果を生むのかを体験するのである。'

出典：小澤 周三 「教育学キーワード 第3版」

